

第1回

花岡住民自治協議会総会



花岡公民館花壇

期 日 令和3年6月12日(土)

書 面 議 決 に よ る 決 議

花岡住民自治協議会総会資料

◇ もくじ

1. 第1号議案 花岡住民自治協議会会則 1～8
2. 第2号議案 令和3・4年度 花岡住民協議会役員・監事 9
令和3年度 各部会の部会長・副部会長の報告
3. 花岡住民協議会の権利・財産の継承について 10
4. 第3号議案 花岡住民自治協議会地域計画書 別冊
5. 第4号議案 令和3年度 花岡住民自治協議会各部会事業計画 11～12
6. 第5号議案 令和3年度 花岡住民自治協議会予算 13
7. 第6号議案 花岡住民自治協議会組織図 14
8. 第7号議案 花岡住民自治協議会表彰規定 別紙
9. 細則の報告 15～16
10. 令和3年度 花岡住民自治協議会総会代議員名簿 17

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、花岡住民自治協議会（以下「住自協」という）と称する。

(目的)

第2条 住自協は地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 住自協の活動区域は、花岡地区内（花岡地区市民センター管内）とする。但し、他地区の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事務所)

第4条 住自協の事務所は、松阪市大黒田町1235番地2 花岡地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 住自協は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 歴史・地域環境等の特性や人口構成を踏まえた地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (3) 歴史・文化・伝統等の継承に関する事業
- (4) 生涯学習など、公民館活動に関する事業
- (5) 福祉・健康づくりに関する事業
- (6) 人権啓発に関する事業
- (7) 地区の子どもを育む意識の醸成及び健全育成や非行防止に関する事業
- (8) 住民の交流又は連帯に関する事業
- (9) 環境美化・環境保全等、住環境整備に関する事業
- (10) 防災・防犯・交通安全に関する事業
- (11) 地域課題の把握と解決に向けての協議及び情報の発信に関する事業
- (12) 花岡地区の団体育成に関する事業
- (13) その他住自協の目的達成のために必要な事業

(構成)

第6条 住自協の構成員は、花岡地区に居住する住民及び花岡地区で活動する自治会をはじめ、各種構成団体等とする。

- 2 花岡地区各種ボランティア団体、その他住自協の趣旨に賛同する事業所は、運営委員会の承認を得て構成団体とすることができる。

(組織)

第7条 住自協は、総会・役員会・運営員会及び部会等をもって構成する。

- 2 住自協に事務局を置く。
- 3 住自協に監査を置く。
- 4 住自協に顧問を置くことができる。

第2章 役員・顧問

(役員)

第8条 住自協に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員・顧問の決定)

第9条 役員及び顧問は、運営委員会で選出された選考委員が、候補者の案を作成し、運営委員会の承認を受けて、総会に諮り決定する。但し事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。

- 2 選考委員は7名以内とし、選考委員長は互選とする。
- 3 役員及び顧問は構成員の中から選出する。

(役員職務)

第10条 住自協の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は住自協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、住自協の会務を記録する。
- (4) 会計は、住自協の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 事務局長は会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (6) 監事は、住自協の会計・資産及び事業の執行状況を監査し、総会で監査報告をする。

(顧問職務)

第11条 顧問は会長の命を受け、住自協の運営に関して助言をすることができる。

(役員任期)

第12条 住自協の役員任期は2年(役員改選年の総会終了まで)とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第13条 総会は住自協の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は120名以内で、任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 代議員の選出については、細則に定める。

(総会の開催)

第16条 通常総会は毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、且つ役員会に諮り承認を得た場合
- (2) 代議員の3分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき
- (3) 構成員の6分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時と場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の総数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第21条 会長は、やむを得ない事由により総会を開催することができないと認めたときは、議決を要する内容について、予め代議員に示し、書面により表決する書面議決を行うことができる。

(総会に付議する事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び予算案に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 地域まちづくり計画の策定に関する事項
- (4) 会則の改廃の決定に関する事項
- (5) 総会で提案された事項に関する事項
- (6) 役員を選任と解任に関する事項
- (7) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (8) その他住自協の運営に関する重要な事項

(総会議事録の作成)

第23条 総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(総会の公開)

第24条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。但し傍聴するときは、総会日2日前までに傍聴届を出さなければならない。傍聴者は総会における議決権及び発言権を有しない。

第4章 役員会

(役員会)

第25条 住自協の運営に関する事項及び運営委員会に諮るべき事項を審議決定するために、役員会を設置する。

(役員会の構成)

第26条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第27条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第28条 役員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 運営委員会から申請された部会の新設及び統廃合に関する事項
- (6) 住自協功労者推薦表彰者の審査に関する事項
- (7) 事務局長の推薦に関する事項

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 住自協の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、役員・部会の部会長・副部会長及び役員会で選出した構成員・花岡地区で活動する各種団体より選出された代表者で構成する。

(委員の任期)

第31条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の審議事項)

第32条 運営委員会は、次に掲げる事項を調整及び審議し役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事項
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事項
- (3) 住自協の運営及び地域課題に関する事項

(4)

- (4) 地域まちづくり計画の策定に関する事項
- (5) 住自協功労者表彰の候補者推薦に関する事項
- (6) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (7) 事務局長の承認に関する事項

(運営委員会の招集)

第33条 運営委員会は、会長がこれを招集する。

第34条 運営委員会の議長は会長が務める。但し会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(運営委員会の定足数)

第35条 運営委員会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(運営委員会の議決)

第36条 運営委員会の議事は、十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録作成)

第37条 運営委員会は議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数
- (3) 出席委員名
- (4) 開催目的・審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 部 会

(部会)

第38条 部会は地域計画に基づく事業を実施するため、住自協の主要な執行機関である。次に掲げる部会を設置する。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 自治会部会 | 基本協定に関する業務
地区の防災・防犯・住生活環境整備に配慮したまちづくりの推進に関する事業 |
| (2) 公民館部会 | 生涯学習や住民間の絆を深める内容に関する事業
地区の歴史文化・伝統の継承等に関する事業 |
| (3) 福祉部会 | 児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)福祉、世代間交流に関する事業 |
| (4) スポーツ健康部会 | スポーツの推進及び、健康づくりと疾病予防・健康生活の維持増進に関する事業 |
| (5) 青少年健全育成部会 | 地域・学校・家庭が連携し、心身共に健やかな青少年の育成に関する事業 |
| (6) 交通安全部会 | 交通環境の整備及び、交通安全の推進に関する事業 |
| (7) 情報発信部会 | 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行、SNSを活用した住民生活に関する情報の発信事業 |

- 2 各部会には、各種関係団体が属する。一団体が複数の部会に属することを妨げない。各部会の構成団体は（組織表1）に示す。
- 3 花岡地区に居住する住民は、個人として各部会の会員となることができる。

（部会の運営）

- 第39条 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長・副部会長は部会員の中から互選により選出する。
 - 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
 - 4 部会長・副部会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠で選出された部会長・副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 部会長、副部会長は、本規約により後任者が決定されるまでは、その任期に関わらずその任を果たすものとする。
 - 6 その他の部会運営については、各部会で定める部会規定に従う。

（部会の審議事項）

- 第40条 各部会は第38条1の事業を実施するために次の事項を審議する。
- (1) 部会の活動計画及び予算に関する事項
 - (2) 部会の実績報告及び決算に関する事項
 - (3) 各部会との連携及び地域課題の掌握と解決策に関する事項
 - (4) 自治会部会は、基本協定書の事柄に関する事項
 - (5) 部会の新設及び統廃合に関する事項

（部会の招集）

- 第41条 部会は必要に応じ部会長がこれを招集する。

（部会の議長）

- 第42条 各部会の議長は、部会長がこれに当たる。

第7章 事務局

（事務局）

- 第43条 住自協の円滑な運営を行うため事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。
 - 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
 - 5 事務局の運営に関することは、運営委員会で定める。

第8章 事業計画及び予算

（事業計画及び予算）

- 第44条 住自協の事業計画及び予算は、会長が運営委員会の審議を経てその案を作成し、総会の議決を以って定める。
- 2 活動計画案の作成にあたり、各部会及び各構成団体は、前年度末までに「住民自治協議会（組織・部会）活動計画書（様式1）」を作成し、運営委員会に提出し承認を得なければならない。

- 3 1項の規定にかかわらず、年度開始後で予算が総会において議決を得られてない場合は、会長は役員会の承認を得て、予算が総会で議決されるまでの間、前年度の決算を基準として収入・支出することができる。

(事業実施)

- 第45条 部会及び各種構成団体は事業計画に基づき、事業を実施するときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。
- 2 部会が協働して行う事業と各種構成団体が主体で行う事業は、それぞれ区分して行う。
 - 3 各種構成団体が事業を実施する場合は、事業開催日の1か月前までに「事業伺い(様式2)」を運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

(実施報告)

- 第46条 部会及び各種構成団体は、事業実施後、都度「事業報告書(様式3)」を運営委員会に提出しなければならない。
- 2 部会は会議開催後、都度「会議報告(様式4)」を運営委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

- 第47条 住自協の事業報告は、運営委員会で審議の上、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

第9章 会 計

(経費)

- 第48条 住自協の経費は、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第49条 住自協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

- 第50条 住自協の会計報告は、運営委員会で審議の上、会計責任者が作成し、監事の監査を受け総会の承認を受けなければならない。

(会計帳簿の整備)

- 第51条 住自協は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

- 第52条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第10章 地域まちづくり計画

(地域計画)

- 第53条 住自協は区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域まちづくり計画について適宜検討し、必要に応じて見直す。但し5年に一度は見直すものとする。

- 2 住自協は地域まちづくり計画の策定など、住自協全体に関する事項は必要に応じて、プロジェクトチームや特別委員会を設置することができる。
- 3 地域まちづくり計画策定書は、総会の承認を受けて決定する。

第11章 表 彰

(表彰)

- 第54条 住自協は、花岡地区の振興、発展に貢献した個人並びに団体を表彰することができる。詳細は「花岡住民自治功労者表彰規定」による。

第12章 そ の 他

(委任)

- 第55条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り、運営委員会の承認を得て、別に定める。

(会則・細則の改廃)

- 第56条 本会則の改廃は、総会で出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。
- 2 細則の改廃は運営委員会で、出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。

(役員報酬等)

- 第57条 住自協は役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和3年6月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利の継承)

- 2 花岡住民協議会に係る一切の権利・財産は、花岡住民自治協議会が継承するものとする。

【役員】

(敬称略)

役職名	名前	備考
会長	とよ ずみ まこと 豊 住 眞	万庄第二自治会長
副会長	なか にし よし お 中 西 義 朗	住民代表
副会長	さわ だ ひね のり 澤 田 宗 範	レインボー田村自治会長
書記	ま ぐら かず や 間 柄 和 也	住民代表
書記	おお た じゅん こ 太 田 潤 子	住民代表
会計	まつ ばら のぶ お 松 原 信 男	土岐自治会長
事務局長	にし ぐち ひで み 西 口 秀 美	花岡公民館長
顧問	やま ぐち おさむ 山 口 修	住民代表
監事	もり なお み 森 仍 示	万庄第一自治会長
監事	おお の じゅん こ 大 野 潤 子	住民代表

令和3年度 各部会正副部会長報告

【部会正副部会長】

所属部会	名前	備考
自治会部会 部会長	きた がわ のぶ いち 北 川 信 一	花岡地区自治連合会副会長
自治会部会 副部会長	やなぎ なに とも ゆき 柳 谷 奉 文	花岡地区自治連合会監事
公民館部会 部会長	まつ ばら のぶ お 松 原 信 男	花岡公民館運営委員委員長
公民館部会 副部会長	おお ばら きよし 大 原 清	花岡公民館運営委員副委員長
福祉部会 部会長	もり なお み 森 仍 示	花岡地区福祉会会長
福祉部会 副部会長	おお の じゅん こ 大 野 潤 子	花岡地区福祉会
スポーツ健康部会 部会長	み やけ まさ あき 三 宅 昌 晃	スポーツ健康部会部長
スポーツ健康部会 副部会長	やま なか み ゆき 山 中 美 幸	花岡地区選出スポーツ推進委員
青少年健全育成部会 部会長	まえ だ よし ひろ 前 田 好 弘	花岡地区青少年健全育成会会長
青少年健全育成部会 副部会長	さわ だ ひね のり 澤 田 宗 範	花岡地区青少年健全育成会副会長
交通安全部会 部会長	ま ぐら かず や 間 柄 和 也	交通安全部会長
交通安全部会 副部会長	い とう てつ じ 伊 藤 哲 二	交通安全副部会長
企画広報部会 部会長	ま ぐら かず や 間 柄 和 也	花岡住民自治協議会書記
企画広報部会 副部会長	ひら せ しん いち 村 瀬 信 一	花岡住民自治協議会事務局次長

令和3年3月31日花岡住民協議会が解散し令和3年4月1日
花岡住民自治協議会を設立したことに伴う財産等の継承について

松阪市住民協議会条例に基づく花岡住民協議会に係る一切の権
利・財産は、松阪市地域づくり組織条例に基づく花岡住民自治協議
会が継承しました。

事業名	概要
【自治会部会】	事業内容
1. 防災対策事業	地域防災訓練(小学校)、防災講話、防災倉庫の点検
2. 環境整備事業	防犯灯・掲示板・避難場所表示板の設置補助、交通安全啓発活動
3. 福祉見守り事業	敬老事業、地域見守り活動(高齢者・障がい者、子ども等)
4. 地域改善対策事業	地域防災活動・防災施設及び住民自治まちづくり等の視察研修
5. 生活環境保全事業	ゴミ減量及び分別に関する啓発活動 麻薬芥子撲滅運動
6. 地域交流事業	自治会長会議 花岡地区自治連合会ゴルフ大会
7. 情報文書配布・回覧事業	広報配布・文書回覧

【公民館部会】	事業内容
1. 生涯学習事業	趣味クラブ活動 料理教室 パソコン教室 交通安全教室 人権講座
2. 健康・交流事業	健康講座 ゲートボールリーグ戦 グラウンドゴルフ練習会
3. ふれあい体験学習事業	夏休み学習会 子ども科学教室 絵本と遊ぼう 工作教室 マジック教室
4. 文化・歴史探訪事業	歴史・地域探訪ウォーキング 文化祭 初日の出を見る会
5. 活動計画啓発事業	公民館だより

【福祉部会】	事業内容
1. 地域住民交流事業	グラウンドゴルフ大会の協力、宝塚古墳公園初日の出を見る会の協力
2. 福祉健康啓発事業	健康生活をサポートする講座や行事の開催 一人暮らし高齢者の集い 見守り活動 在宅介護者の負担軽減と安心安全な介護の在り方研修 夏休み学習会とお楽しみ食堂 ほのぼのたより
3. 児童交流事業	マジック教室 独楽のサーカスの公演と体験 ピアノとお話し会 もちつき体験

【スポーツ健康部会】	事業内容
1. ふれあいスポーツ事業	球技大会 グラウンドゴルフ大会 レクリエーションふれあいフェスティバル ニュースポーツ講習会(シャフルボード・フォータッチソフトバレーボール) レクリエーションふれあいフェスティバル
2. 健康体操の普及活動事業	松阪はなまるかぞえ唄の普及(スポーツ行事・会議等で、心身を解きほぐすための準備運動)スポーツと健康生活の推進
3. 地域間交流事業	松阪七夕まつり・鈴の音市に参加 市長杯ふれあいスポーツ大会に参加

【青少年健全育成部会】	事業内容
1. 健全な明るい家庭づくり事業	地域・家庭・学校が役割を分担した子育て活動の推進 あいさつ運動の推進
2. 健全育成啓発事業	健全育成啓発看板の設置と点検
3. 青少年健全生活支援事業	青少年の健全な生活をサポートする防犯パトロールの実施

【交通安全部会】	事業内容
1. 交通安全推進事業	児童・生徒の交通安全とあいさつ運動 交通安全教室 地域住民の交通マナー遵守啓発活動の推進
2. 交通環境整備事業	交通安全啓発幟・看板点検と整備

【情報発信部会】	事業内容
1. 機関紙発行事業	住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行 SNSを活用した住民生活に関する情報の発信事業

【宝塚古墳事業】	事業内容
1. 宝塚古墳市民参加の会事業	土器づくり、宝塚古墳ガイドと研修会、船形埴輪園芸花壇の準備と設置 公民館花壇の整備
2. 宝塚古墳初日の出事業	宝塚古墳公園から初日の出を見る会の開催

令和3年度 収支予算書

第5号議案

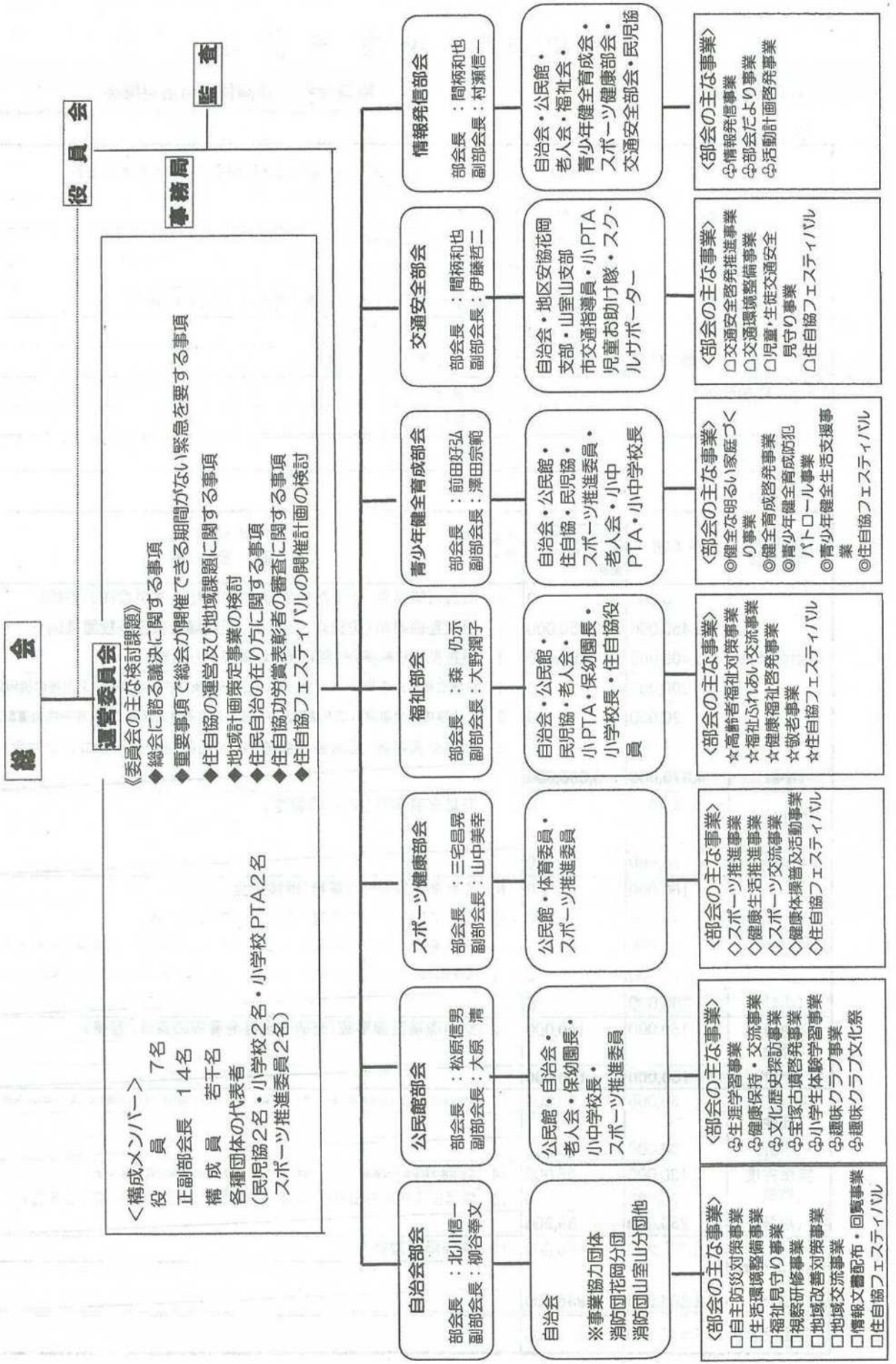
協議会名 花岡住民自治協議会

収入

科 目	予算額	収入内容 (名称・相手方・金額詳細など)
繰越金	604,005	前年度より繰越
協議会費	415,000	花岡地区自治連合会
松阪市住民自治協議会連合会補助金	67,200	松阪市住民自治協議会連合会
協賛金	260,000	公民館運営委員会11万円・青少年健全育成会15万円
助成金	150,000	松阪市社会福祉協議会
住民自治協議会活動交付金	6,001,000	活動交付金(敬老事業を含む)
参加費収入	30,000	研修視察等
雑収入	25	貯金利息等
収入合計	7,527,230	

支出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	(小分類) 事業名
自治会部会	170,000	0	1	防災対策事業(地域防災訓練、防災講話、防災倉庫の点検)
	2,450,000	2,450,000	2	環境整備事業(防犯灯、掲示板、避難場所表示板設置補助)
	1,400,000	1,400,000	3	福祉見守り事業(敬老事業、地域見守り活動)
	300,000	0	4	地域改善対策事業(地域防災活動、防災施設及び住民自治まちづくり等の視察研修)
	20,000	0	5	生活環境保全事業((ごみ減量及び分別に関する啓発活動、麻葉芥子撲滅運動)
	35,000	0	6	地域交流事業(自治会長会議、花岡地区自治連合会ゴルフ大会)
(小計)	4,375,000	3,850,000		
福祉部会	75,000	0	7	児童交流事業(マジック教室)
(小計)	75,000	0		
スポーツ健康部会	160,000	0	8	ふれあいスポーツ事業(球技大会)
	75,000	0	9	ふれあいスポーツ事業(グラウンドゴルフ大会)
	95,000	0	10	ふれあいスポーツ事業(レクリエーションふれあいフェスティバル)
	30,000	0	11	地域間交流事業(松阪七夕まつり・鈴の音市に参加、市長杯ふれあいスポーツ大会に参加)
(小計)	360,000	0		
交通安全部会	150,000	150,000	12	交通環境整備事業(交通安全啓発看板の点検、整備)
(小計)	150,000	150,000		
情報発信部会	30,000	30,000	13	機関誌発行事業(住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行、SNSを活用した住民生活に関する情報の発信)
(小計)	30,000	30,000		
宝塚古墳事業	130,000	35,000	14	宝塚古墳市民参加の会事業(土器づくり、宝塚古墳ガイドと研修会、船形地輪花壇の準備と設置)
	120,000	0	15	宝塚古墳初日の出事業(宝塚古墳公園から初日の出を見る会開催)
(小計)	250,000	35,000		
住民自治協議会運営費	2,287,230	1,936,000	16	事務局運営費
(小計)	2,287,230	1,936,000		
支出合計	7,527,230	6,001,000		



花岡住民自治協議会細則

第1条 代議員の選出

1. 花岡住民自治協議会総会にかかる代議員については、自治会と自治会以外に区分して選出する。
2. 代議員については、令和3年4月1日現在の自治会世帯数を基に以下のとおりとする。
3. 代議員定数は、3年に一度見直すこととする。
4. 代議員が役員になった場合は、代議員を補充する。

(1) 自治会選出代議員数

自治会名	世帯数	代議員数	自治会名	世帯数	代議員数
大黒田町	543	4	山室町	332	3
本居町	68	2	新中部台	176	3
小部	142	2	光町	359	3
駅部田町さつき園	124	2	光町東	198	3
東出	73	2	田村町	174	3
東出西	125	2	田村六才	83	2
東出東	41	2	粥田団地	150	2
土岐	192	3	レインボー田村	378	3
山ノ世古	580	4	宝塚町	401	4
金剛	487	4	小黒田 野田	286	3
万庄第一	169	3	小黒田 北田	255	3
万庄第二	228	3	小黒田 通り	218	3
土取第一	311	3	大黒田町新田	598	4
土取第二	121	2	高見	231	3
上出	550	4	五反田町	712	4
御殿山町	196	3	合計	8,629	93
焼橋	128	2			

※自治会推薦選出基準：150世帯以内2名、151～400世帯3名、401世帯以上4名

(2) 自治会以外の構成員選出代議員数

花岡住民協議会を構成する主たる団体より20名以内
 消防団：4名 民生委員児童委員協議会：4名 老人会：4名
 PTA：3名 保育園：1名 幼稚園：1名 小学校：2名 中学校：1名
 計20名

第2条 役員等の手当支給

役員及び事務職員手当について、次のとおりとする。

(1) 役員等手当

役員手当については、次の額を年額として支給することとする。

会 長	100,000円
副 会 長	30,000円
書 記	20,000円
会 計	20,000円
顧 問	10,000円
事 務 局 長	400,000円

(2) 監事の手当

監事の手当は年額2,000円とする。

(3) 事務職員の手当

事務職員の手当は、時給950円とし勤務時間に応じて支払うものとする。但し、年間110万円以内とする。この他、労災保険料を別途負担する。

付則

(施行期日)

1. この細則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度花岡住民協議会総会代議員名簿

